

議案第1号

鳥取県立学校管理規則の一部改正について

鳥取県立学校管理規則の一部を改正する規則について、別紙のとおり提出します。

平成25年10月28日

鳥取県教育委員会教育長 横 濱 純 一

鳥取県立学校管理規則の一部改正について〈概要〉

1 規則の改正理由

西部地区における病弱教育の充実を図るため、皆生養護学校高等部に新たに病弱部門を設ける。

2 規則案の概要

- (1) 皆生養護学校高等部の対象とする障がい種別に病弱を加える。
- (2) その他所要の規定の整備を行う。
- (3) 施行期日は、平成26年4月1日とする。

鳥取県立学校管理規則の一部を改正する規則案

鳥取県立学校管理規則（昭和51年鳥取県教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正後						改正前					
別表（第3条関係）						別表（第3条関係）					
1 略						1 略					
2 特別支援学校						2 特別支援学校					
名称	障がい種別	部科名及び学科名	修業年限	収容定員	所在地	名称	障がい種別	部科名及び学科名	修業年限	収容定員	所在地
略						略					
鳥取養護学校	<u>肢体不自由・</u> <u>病弱</u>	略				鳥取養護学校	病弱・ <u>肢体不自由</u>	略			
略						略					
皆生養護学校	肢体不自由	小学部	6年		米子市上福原七丁目13の4	皆生養護学校	肢体不自由	小学部	6年		米子市上福原七丁目13の4
		中学部	3年					中学部	3年		
		幼稚部						<u>高等部 普通科</u>	3年		
	<u>肢体不自由・病弱</u>	高等部	普通科	3年					幼稚部		
略						略					

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。